

# 鹿児島県公報

平成22年1月29日(金) 第2568号



鹿児島県

発行 鹿児島県  
〒890-8577 鹿児島市鴨池新町10番1号  
編集 総務部学事法制課  
定例発行日(毎週火、金)  
定価 送料共1箇月2,650円

## 目 次

(※については例規集登載事項)

ページ

### 告 示

○生活保護法等に基づく医療機関等の指定(2件)	(社会福祉課取扱い) 1
○生活保護法等に基づく指定医療機関等の変更事項の届出	(社会福祉課取扱い) 2
○介護保険法に基づく指定居宅サービス事業者の指定	(介護福祉課取扱い) 2
○介護保険法に基づく指定介護予防サービス事業者の指定	(介護福祉課取扱い) 2
○肥料の登録の失効	(食の安全推進課取扱い) 2
○漁獲共済に係る区域及び区分の設定	(林務水産課取扱い) 3
○保安林の指定(2件)	(森林整備課取扱い) 3
○保安林の指定予定	(森林整備課取扱い) 4
○土地取用法による土地の立入り許可	(監理課取扱い) 4
○道路の区域の変更	(道路維持課取扱い) 6
○道路の供用の開始	(道路維持課取扱い) 6

### 告 示

#### 鹿児島県告示第99号

生活保護法(昭和25年法律第144号)第55条において準用する同法第49条の規定により、同法による医療扶助のための施術を担当させる柔道整復師及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律(平成6年法律第30号)第14条第4項においてその例によるものとされた生活保護法第55条において準用する同法第49条の規定により、同法による医療支援給付のための施術を担当させる柔道整復師を次のとおり指定した。

平成22年1月29日

鹿児島県知事 伊藤祐一郎

氏名	施術所の名称及び所在地	指定年月日
川越規弘	整骨院さくら 鹿屋市西原一丁目6-28	平成21年7月1日

#### 鹿児島県告示第100号

生活保護法(昭和25年法律第144号)第55条において準用する同法第49条の規定により、同法による医療扶助のための施術を担当させる柔道整復師及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律(平成6年法律第30号)第14条第4項においてその例によるものとされた生活保護法第55条において準用する同法第49条の規定により、同法による医療支援給付のための施術を担当させる柔道整復師を次のとおり指定した。

平成22年1月29日

鹿児島県知事 伊藤祐一郎

氏名	施術所の名称及び所在地	指定年月日
吉原昇平	よしはら整骨院 霧島市隼人町姫城三丁目239	平成21年9月1日
瀬沼潔	ミナト針灸整骨院	平成21年10月1日

西之表市国上421-21

## 鹿児島県告示第101号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第55条において準用する同法第50条の2及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号）第14条第4項においてその例によるものとされた生活保護法第55条において準用する同法第50条の2の規定により指定を受けた柔道整復師から次のとおり変更の届出があった。

平成22年1月29日

鹿児島県知事 伊藤祐一郎

- 1 指定を受けた柔道整復師の氏名並びに施術所の名称及び所在地

奥山繁

ちごのまつ治療院

志布志市志布志町安楽178番地69

- 2 変更の内容

変更事項	変更前	変更後	変更年月日
施術所の名称	いまにし治療院	ちごのまつ治療院	平成21年11月1日

## 鹿児島県告示第102号

介護保険法（平成9年法律第123号）第41条第1項本文の規定により、次のとおり指定居宅サービス事業者として指定した。

平成22年1月29日

鹿児島県知事 伊藤祐一郎

事業所		申請者			指定年月日	サービスの種類
名称	所在地	名称	主たる事務所の所在地	代表者の氏名		
有限会社ダイユウ鹿児島営業所	鹿児島市宮之浦町3214-2	有限会社ダイユウ	大阪府東大阪市吉田本町三丁目9-22	畠中 晓	平成22年1月6日	福祉用具貸与
有限会社ダイユウ鹿児島営業所	鹿児島市宮之浦町3214-2	有限会社ダイユウ	大阪府東大阪市吉田本町三丁目9-22	畠中 晓	平成22年1月6日	特定福祉用具販売

## 鹿児島県告示第103号

介護保険法（平成9年法律第123号）第53条第1項本文の規定により、次のとおり指定介護予防サービス事業者として指定した。

平成22年1月29日

鹿児島県知事 伊藤祐一郎

事業所		申請者			指定年月日	サービスの種類
名称	所在地	名称	主たる事務所の所在地	代表者の氏名		
有限会社ダイユウ鹿児島営業所	鹿児島市宮之浦町3214-2	有限会社ダイユウ	大阪府東大阪市吉田本町三丁目9-22	畠中 晓	平成22年1月6日	介護予防福祉用具貸与
有限会社ダイユウ鹿児島営業所	鹿児島市宮之浦町3214-2	有限会社ダイユウ	大阪府東大阪市吉田本町三丁目9-22	畠中 晓	平成22年1月6日	特定介護予防福祉用具販売

## 鹿児島県告示第104号

肥料取締法（昭和25年法律第127号）第14条の規定により、次の肥料の登録は、失効した。

平成22年1月29日

鹿児島県知事 伊藤祐一郎

登録番号	肥料の種類	肥料の名称	保証成分量(%)	その他の規格	生産業者		失効年月日
					氏名又は名称	住所	
鹿児島県肥第1117号	乾血及びその粉末	血粉	窒素全量 13.0	該当なし	南九州畜産興業株式会社	曾於市末吉町二之方1828	平成22年1月1日

## 鹿児島県告示第105号

漁業災害補償法（昭和39年法律第158号）第105条第1項第2号ロの規定により、同法第104条第2号に掲げる漁業の漁獲共済に係る区域及び区分を次のように定めた。

なお、この告示は、その共済責任期間の開始日が平成22年1月29日以後の日である共済契約について適用し、その共済責任期間の開始日が同日前の日である共済契約については、なお従前の例による。

また、次に掲げる告示は、廃止する。

- (1) 平成15年2月7日鹿児島県告示第138号（漁獲共済に係る区域及び区分の設定）
- (2) 平成18年12月5日鹿児島県告示第1864号（漁獲共済に係る区域及び区分の設定）

平成22年1月29日

鹿児島県知事 伊藤祐一郎

区域	区分
屋久島町安房区域（熊毛郡屋久島町船行、安房、麦生、原及び尾之間の地区）	(1) 主として沿岸一本釣り漁業を営む漁業 (2) 主として沖合一本釣り漁業を営む漁業 (3) ロープびきとび魚浮敷網漁業を営む漁業 (4) 主としてさし網漁業を営む漁業 (5) (1)から(4)までに掲げる漁業以外の漁業
屋久島町栗生区域（熊毛郡屋久島町小島、平内、湯泊、中間及び栗生の地区）	(1) 主として沿岸一本釣り漁業を営む漁業 (2) 主として沖合一本釣り漁業を営む漁業 (3) 主としてさし網漁業を営む漁業 (4) (1)から(3)までに掲げる漁業以外の漁業

## 鹿児島県告示第106号

森林法（昭和26年法律第249号）第25条の2第1項の規定により、次のとおり保安林として指定する。

平成22年1月29日

鹿児島県知事 伊藤祐一郎

- 1 保安林の所在場所  
霧島市国分清水字トビケ尾1144番1
- 2 指定の目的  
水源のかん養
- 3 指定施業要件
  - (1) 立木の伐採の方法
    - ア 主伐に係る伐採種は、定めない。
    - イ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
    - ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
  - (2) 立木の伐採の限度  
次のとおりとする。  
(「次のとおり」は、省略し、その関係書類を鹿児島県林務水産部森林整備課及び霧島市役所に備え置いて縦覧に供する。)

## 鹿児島県告示第107号

森林法（昭和26年法律第249号）第25条の2第2項の規定により、次のとおり保安林として指定する。

平成22年1月29日

鹿児島県知事 伊藤祐一郎

1 保安林の所在場所

霧島市隼人町嘉例川字春田3264番1, 3264番9, 3264番10, 字管俣3287番7

2 指定の目的

干害の防備

3 指定施業要件

(1) 立木の伐採の方法

ア 主伐に係る伐採種は、定めない。

イ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(2) 立木の伐採の限度

次のとおりとする。

（「次のとおり」は、省略し、その関係書類を鹿児島県林務水産部森林整備課及び霧島市役所に備え置いて縦覧に供する。）

### 鹿児島県告示第108号

森林法（昭和26年法律第249号）第25条の2第1項の規定により、次のとおり保安林として指定する予定である。

平成22年1月29日

鹿児島県知事 伊藤祐一郎

1 保安林予定森林の所在場所

垂水市牛根麓字長畑1894番, 字堀添2013番, 肝属郡錦江町田代麓字尾立山4360番1, 4361番, 4364番, 4365番1から4365番3まで

2 指定の目的

土砂の流出の防備

3 指定施業要件

(1) 立木の伐採の方法

ア 主伐は、択伐による。

イ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(2) 立木の伐採の限度

次のとおりとする。

（「次のとおり」は、省略し、その関係書類を鹿児島県林務水産部森林整備課並びに垂水市役所及び錦江町役場に備え置いて縦覧に供する。）

### 鹿児島県告示第109号

土地収用法（昭和26年法律第219号）第11条第2項の規定により、次のとおり起業者に土地の立入りの許可をした。

平成22年1月29日

鹿児島県知事 伊藤祐一郎

1 起業者の名称

九州電力株式会社

2 事業の種類

特別高圧送電線路6万6千V新鹿児島青戸新線新設並びに関連工事

3 立ち入ろうとする土地の区域

市町村名	町又は大字	字
鹿児島市	中山町	字松林,字平石,字平治,字札木,字七ツ谷
	下福元町	字苞落,字白木河内,字金見山,字日暮,字小長崎,字長崎河内,字臺木ヶ尾,字枇杷野,字上大谷,字上鬼燈火ヶ谷,字櫻ヶ本,字吉利,字山神本,字下鬼燈火ヶ谷,字黄和田,字西山谷,字半胴谷,字五藤ノ瀧
日置市	吹上町湯之浦	字七畝田,字入水下り,字角落,字前野迫,字田之元
	吹上町和田	字五度瀧,字五度瀧平,字鞍野迫,字鞍野,字切口,字下戸
南さつま市	金峰町大坂	字網ヶ宇都,字仁ヶ迫,字申永尾山,字申永屋敷,字横平,字伊津羽,字鎧ヶ谷迫,字鞍掛,字鞍掛下,字大平,字大平ノ上,字大平中迫,字山口迫,字山神迫,字池谷西平,字瀧ノ下,字場所前迫,字悪谷,字割石,字上松葉江,字日笠
南九州市	川辺町神殿	字南比良,字赤生木,字灰床,字長崎野,字石神,字四角目,字神之下,字塙面,字日笠,字西神之下,字権ヶ尻,字浅付之谷,字堂角,字枯楠,字ヘゴヲ,字小船,字菊比良,字山之口,字山ノ神,字猿之内,字谷ノ迫,字塙入川,字中山,字後平,字園田山,字迎之丸,字樋渡,字迎之平,字石ノ野,字橋ノ口,字床並,字甑原,字久保,字鳴山,字大前原,字甑ヶ迫,字稻荷原,字鍋谷ノ上,字岸ヶ平,字立迫,字堂蘭堀,字下長迫,字下小原,字古殿堀,字横堀西
	川辺町古殿	字大堀,字山崎ノ鼻,字太夫堀,字陣,字中原,字小グルス,字内陣,字諏訪,字松久保,字加治屋敷,字野守,字肝煎屋敷,字杉下,字原田,字瀬戸口,字西之園,字下垣内,字下前田
	川辺町清水	字横堀ノ下,字中堀,字山野,字山野免,字古野迫,字中比良,字小栗栖,字餅田,字中坪,字原田,字三月田,字寺前,字川原田,字西野平,字北原
	川辺町野崎	字寺前,字川崎,字松尾,字若宮田,字馬場田,字西有村,字北島内,字南島内,字高付,字牟田,字大庵,字小丸,字砂取,字竹下,字沖之田,字前原,字東櫛引,字西櫛引,字榎場,字上大丸,字狐塚山,字西越ヶ迫,字川崎堀,字徳善ノ口,字堂之比良,字徳善ヶ宇都,字徳善ヶ比良,字七曲
	川辺町両添	字貝カラ崎,字越迫,字丸尾,字上之原,字大迫,字桃木比良
	川辺町今田	字大迫飛良,字飛良山,字中岡,字持留飛良,字長迫ノ上,字長迫,字荒尾比良
	川辺町小野	字荒尾,字華ヶ峯,字夫婦岩,字枯木ヶ尾,字論山,字上床迫,字上床,字二反尾鼻,字二反尾
	川辺町宮	字手斧瀧,字手斧瀧平,字猿山,字猿山下,字柳ヶ谷,字猿山迫,字上古木場,字猿山峠,字淡島山,字南古木場,字虫長尾,字瀬戸,字明ヶ谷,字納四ヶ大筋,字長山迫,字茱萸ヶ迫
	川辺町高田	字河内ヶ谷,字後西ノ原,字芋ヶ迫,字頭ノ角,字頭道ノ尾

川辺町本別府	字西之原平, 字西之原, 字西之原口, 字白谷, 字上井手之本, 字下井手之本, 字野角平, 字野角, 字飯牟田
知覧町厚地	字帶山, 字高岡, 字長崎原, 字猫山迫, 字荒尾, 字鳶巻
知覧町郡	字鞍曲, 字蓑尾迫, 字仁田尾, 字仁田尾比良, 字陳ノ平
知覧町西元	字猿山, 字貉ヶ岡, 字北比良, 字軍木ヶ迫, 字鼻ノ下, 字立野前, 字西北比良, 字牧内ノ岡, 字狐迫, 字段ノ平, 字川直, 字柳牟田, 字猿山之西, 字中須, 字土橋村, 字高塚, 字牟田ノ上, 字牟田上比良, 字大迫比良, 字長尾, 字新田, 字新田鼻, 字西之田, 字於ヤシ付場, 字小段ノ比良, 字井手下, 字向工三枝

## 4 立ち入ろうとする期間

平成22年1月29日から平成24年1月31日まで

## 鹿児島県告示第110号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定により、次のとおり道路の区域を変更した。

なお、区域を表示した図面は、平成22年1月29日から2週間、鹿児島県土木部道路維持課において一般の縦覧に供する。

平成22年1月29日

鹿児島県知事 伊藤祐一郎

道路の種類	路線名	変更の区間	変更前後の別	敷地の幅員(メートル)	敷地の延長(メートル)
県道	白谷雲水峠宮之浦線	熊毛郡屋久島町宮之浦字奥振ノ下2561番30地先から同町宮之浦字湯穴上2560番16地先まで 熊毛郡屋久島町宮之浦字奥振ノ下2561番40地先から同町宮之浦字湯穴上2560番27地先まで	前	9.0~32.0	122.5
			後	9.0~22.0	122.5

## 鹿児島県告示第111号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定により、次のとおり道路の供用を開始する。

なお、供用の開始の区間を表示した図面は、平成22年1月29日から2週間、鹿児島県土木部道路維持課において一般の縦覧に供する。

平成22年1月29日

鹿児島県知事 伊藤祐一郎

道路の種類	路線名	供用開始の区間	供用開始の期日
県道	茎永上中線	熊毛郡南種子町中之上字添681番地先から同町中之上字茶屋ノ元2199番9地先まで	平成22年2月1日